

計画書（素案）作成のポイント

各自治体において作成する「空家等対策計画」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき作成することとなっており、法第6条2にある9つの事項を定めることになっています。村上市においても、法の趣旨を踏まえ、下記の構成で計画を作成することとしています。

全体を通しての細かな文言修正・レイアウト等については、随時、訂正していくこととしていますが、計画書の構成等でお気づきの点については別紙意見書にて報告をお願いします。

空家等対策の推進に関する特別措置法（※計画書素案 29ページから抜粋参照）

（空家等対策計画）

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

第1章 計画の概要 （1ページ～4ページ）

第6条2 一、二

第2章 空家等の現状と課題 （5ページ～19ページ）

第6条2 三、四、五

第3章 空家等対策に関する基本施策 （20ページ～27ページ）

第6条2 六、七、八、九

資料編 （28ページ～）

掲載予定の内容のほか、諮問と答申の文書の掲載も考えています。